

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

国から地方への税源の移譲が行われたこと等に伴い、措置入院に要する費用の徴収額を決定するための区分の基準となる所得税額を減額する等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 措置入院に要する費用の徴収額を決定するための区分の基準となる所得税額を147万円（現行 150万円）とする。

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受ける措置入院者に係る措置入院に要する費用の徴収については、生活保護法による保護を受ける措置入院者と同様の取扱いとする。

(3) 診療科名を掲げる規定中、神経科を削る。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。